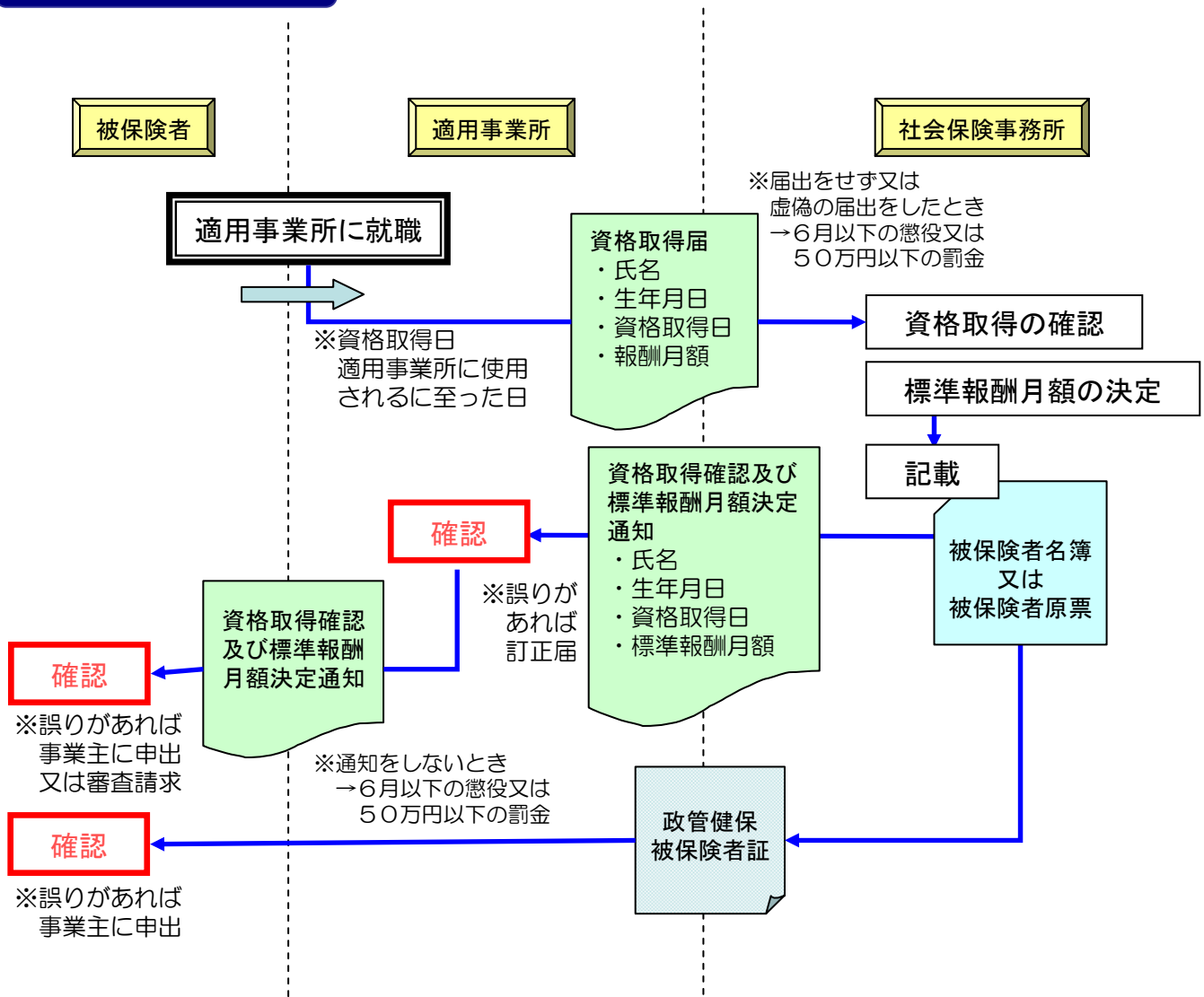


## 厚生年金保険の被保険者記録の記載について

- 現在、年金記録相談において社会保険庁の記録が確認できないケースは、昭和30年代後半から昭和50年代が大部分。
- 当時は、厚生年金保険の被保険者記録は、事業主からの各種届出に基づき、被保険者名簿又は被保険者原票に記載。その後、社会保険オンラインシステムに順次移行。
- 仮に社会保険オンラインシステムの記録が誤っていたとしても、被保険者名簿又は被保険者原票がすべてマイクロフィルム化して保存されているため、被保険者名簿又は被保険者原票にさかのぼって確認することが可能。
- 被保険者名簿又は被保険者原票の記載は、事業主からの各種届出に基づき記載されるが、仮に被保険者名簿又は被保険者原票の記載に誤りがあれば、
  - ① 資格の取得若しくは喪失の確認又は標準報酬の決定若しくは改定に係る事業主への通知
  - ② 事業主からの①の旨を被保険者への通知
  - ③ 引き続き各種届出の際の従前の記載事項の確認
  - ④ 被保険者名簿又は被保険者原票に基づく保険料の納入告知
  - ⑤ 政府管掌健康保険の被保険者証の交付により、その都度、訂正されることとなる。
- また、厚生年金保険法上、被保険者は、社会保険庁長官に対して、いつでも、被保険者の資格の取得及び喪失の確認を請求することができることとされている。

# 1. 資格取得届の流れ



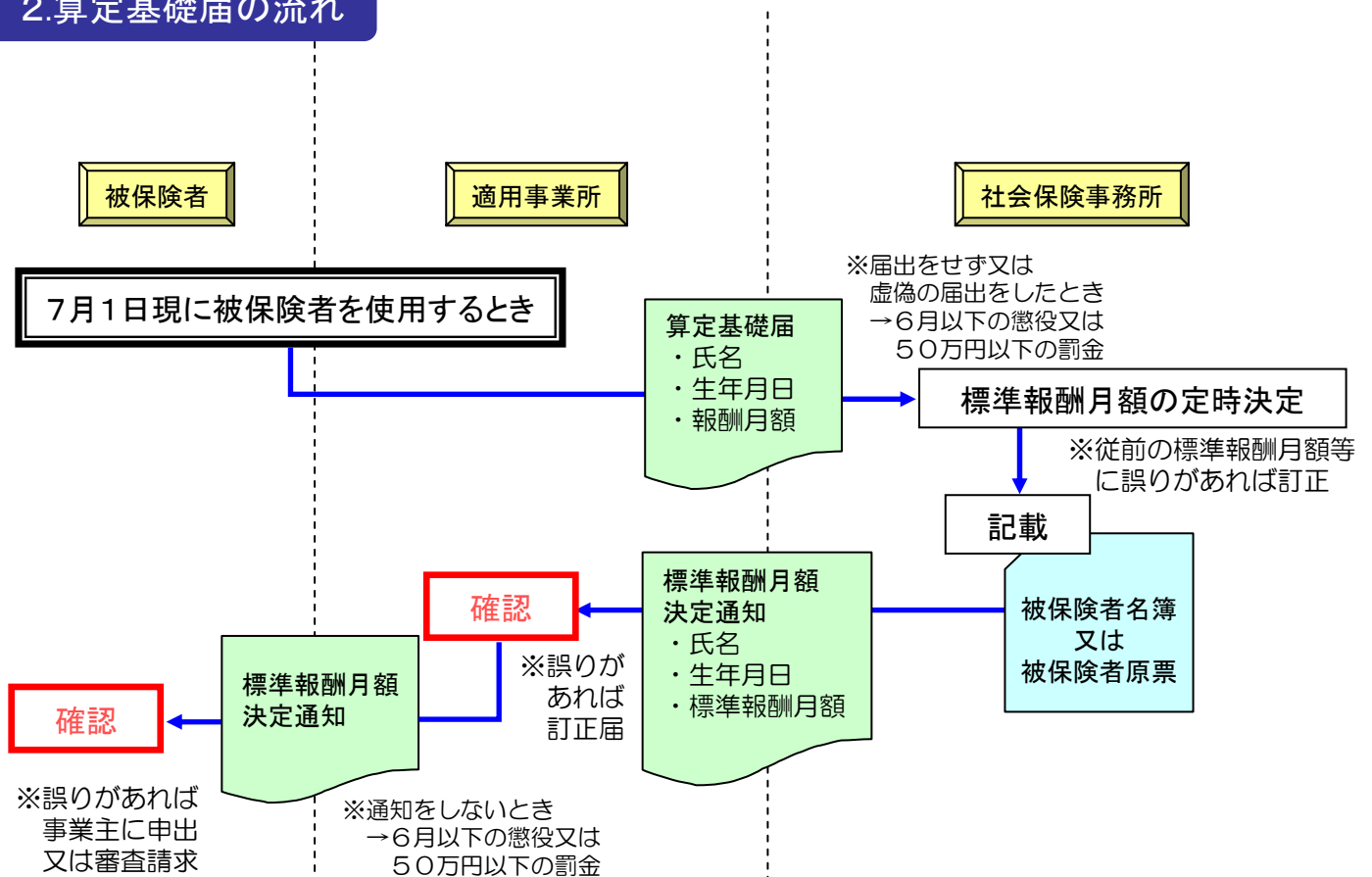
## 1. 資格取得届の手続

厚生年金保険の適用事業所が被保険者を使用するに至ったときの手続は、次のとおり。

- ① 事業主から社会保険事務所に対して資格取得届書を提出(厚年法27条)。
  - ・届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき → 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(厚年法102条1項1号)
- ② 社会保険庁長官による被保険者の資格取得の確認・標準報酬の決定(厚年法18条1項、22条1項)。
- ③ 社会保険事務所において被保険者名簿又は被保険者原票への記載。
- ④ 社会保険事務所から事業主に対して被保険者資格の取得の確認又は標準報酬の決定を通知(厚年法29条1項)。
- ⑤ 事業主は当該通知をすみやかに被保険者に通知(厚年法29条2項)。
  - ・通知をしないとき → 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(厚年法102条1項2号)
- ⑥ 被保険者の資格取得の確認、標準報酬決定処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求が可能(厚年法90条1項)。
- ⑦ 政府管掌健康保険の適用事業所(健康保険組合の適用事業所以外)の場合は、健康保険被保険者証を事業所を通じて送付(健保則47条)。

→ 資格取得届の後に、事業主への通知や事業主から被保険者に対する通知、政管健保被保険者証の交付が行われ、また、その後も被保険者名簿又は被保険者原票の記載により保険料納入告知書が発行され、資格喪失届等の際に確認されることから、仮に資格取得に関する記載に誤りがあったとしても、その都度、訂正されることとなる。

## 2. 算定基礎届の流れ



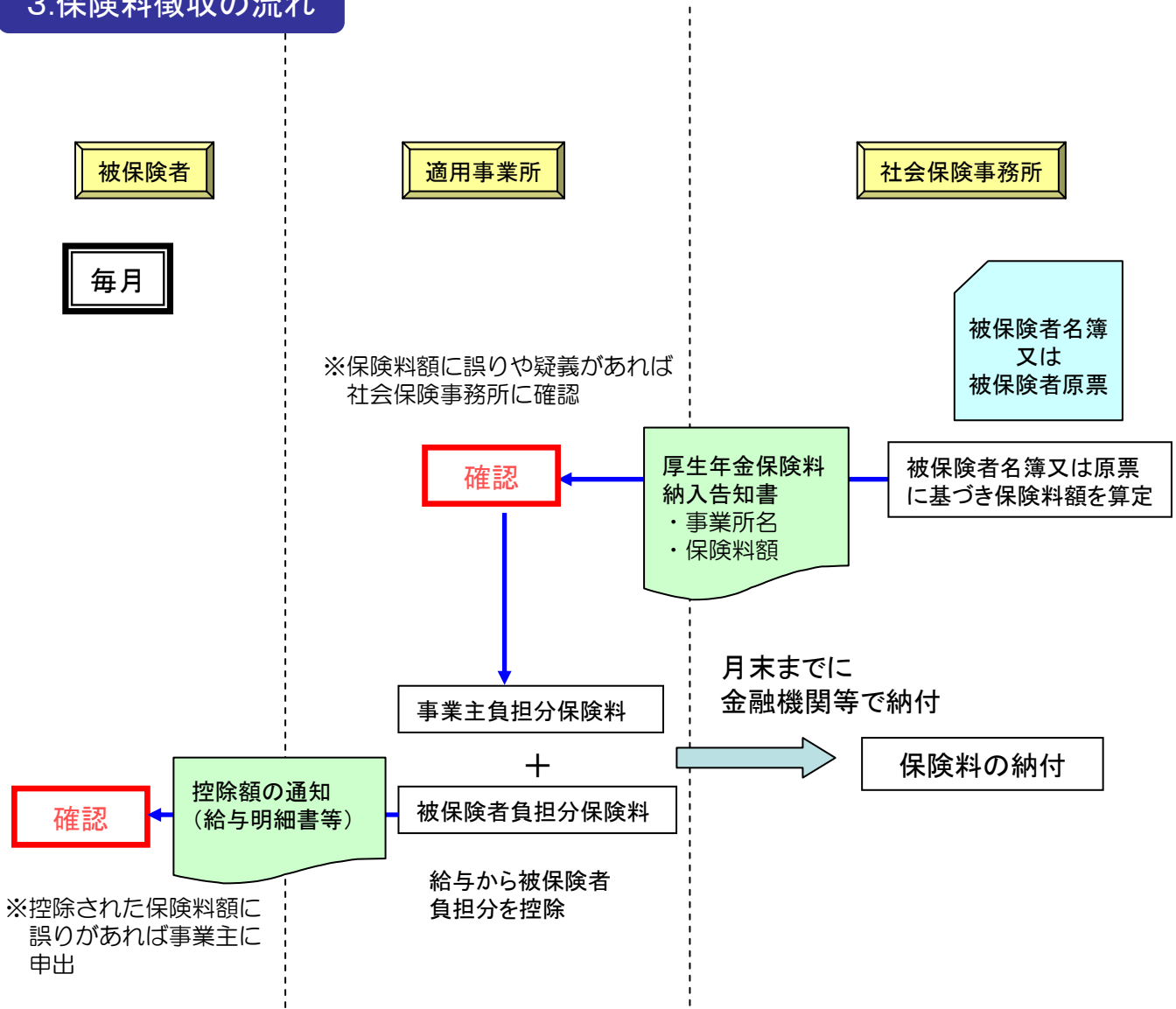
### 2. 算定基礎届の手続

事業主は、毎年7月1日現に使用する被保険者の報酬月額について、7月10日までに報酬月額算定基礎届を提出。

- ① 事業主から社会保険事務所に対して算定基礎届を提出(厚年法27条)。
  - ・届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき → 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(厚年法102条1項1号)
- ② 社会保険庁長官による被保険者の標準報酬の決定(厚年法21条1項)。
- ③ 社会保険事務所において被保険者名簿又は被保険者原票への記載。
- ④ 社会保険事務所から事業主に対して標準報酬の決定を通知(厚年法29条1項)。
- ⑤ 事業主は当該通知をすみやかに被保険者に通知(厚年法29条2項)。
  - ・通知をしないとき → 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(厚年法102条1項2号)
- ⑥ 標準報酬月額決定処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求が可能(厚年法90条1項)。

→ 算定基礎届の後に、事業主への通知や事業主から被保険者に対する通知が行われ、また、その後も被保険者名簿又は被保険者原票の記載により保険料納入告知書が発行され、翌年度の算定基礎届等の際に標準報酬月額が確認されることから、仮に標準報酬月額に関する記載に誤りがあったとしても、その都度、訂正されることとなる。

### 3. 保険料徴収の流れ

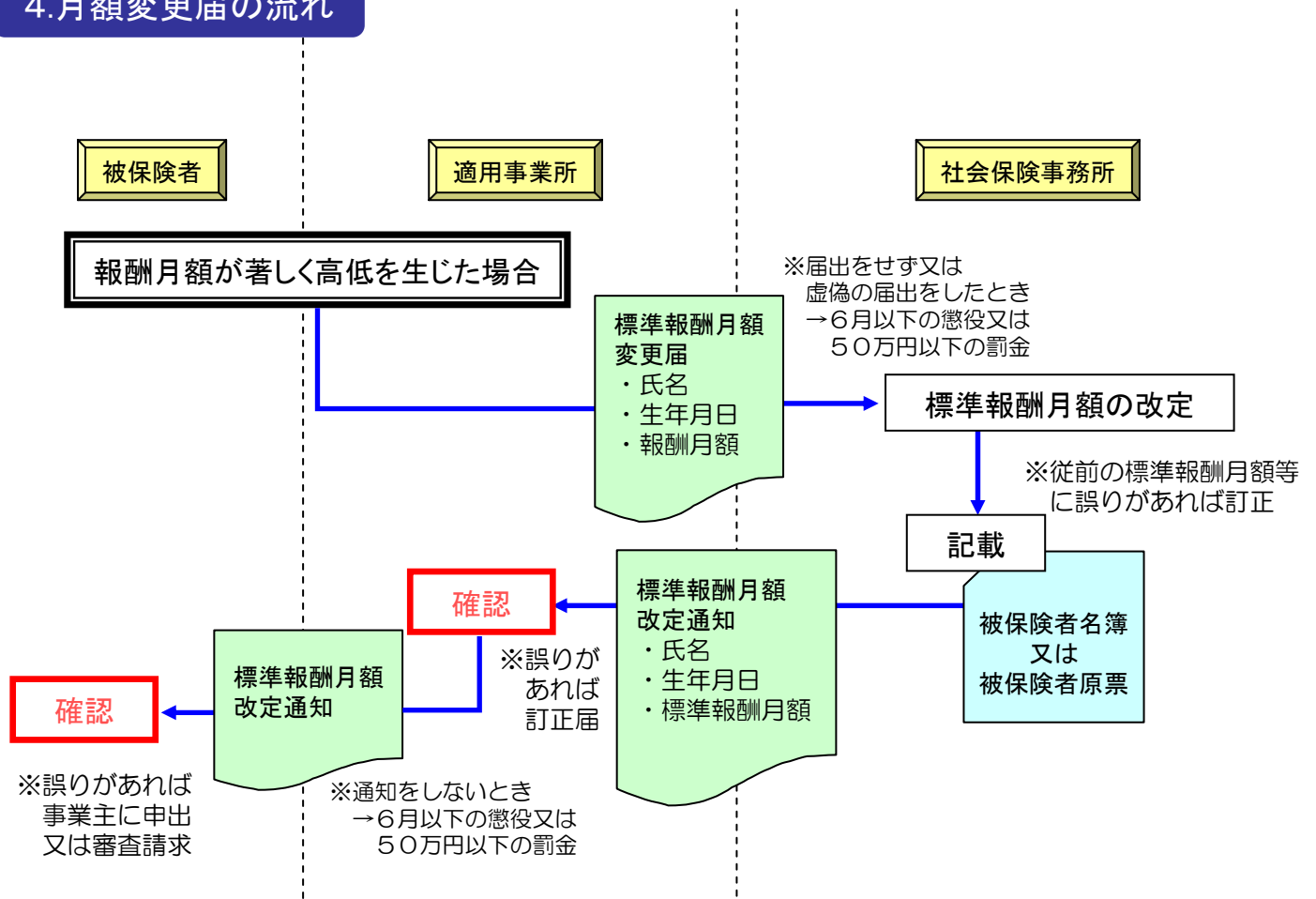


#### 3. 保険料徴収事務の流れ

- ①社会保険事務所は、被保険者名簿又は被保険者原票に基づき、毎月中旬に事業主に対して厚生年金保険料の納入告知書を送付。
- ②事業主は、納入告知書を確認。被保険者数や標準報酬月額に基づく保険料額に疑義があれば、社会保険事務所に確認。
- ③事業主は、被保険者負担分保険料を給与から控除(厚年法84条1項)。
- ④事業主は、被保険者に給与明細書等で保険料控除を通知(厚年法84条3項)。
- ⑤事業主は、事業主負担分及び被保険者負担分の保険料を翌月末日までに金融機関等で納付(厚年法83条1項)。

← 仮に、結果的に時効消滅により保険料を徴収することができなくなったとしても、その期間は保険給付に結びつく(厚年法75条ただし書)

## 4.月額変更届の流れ



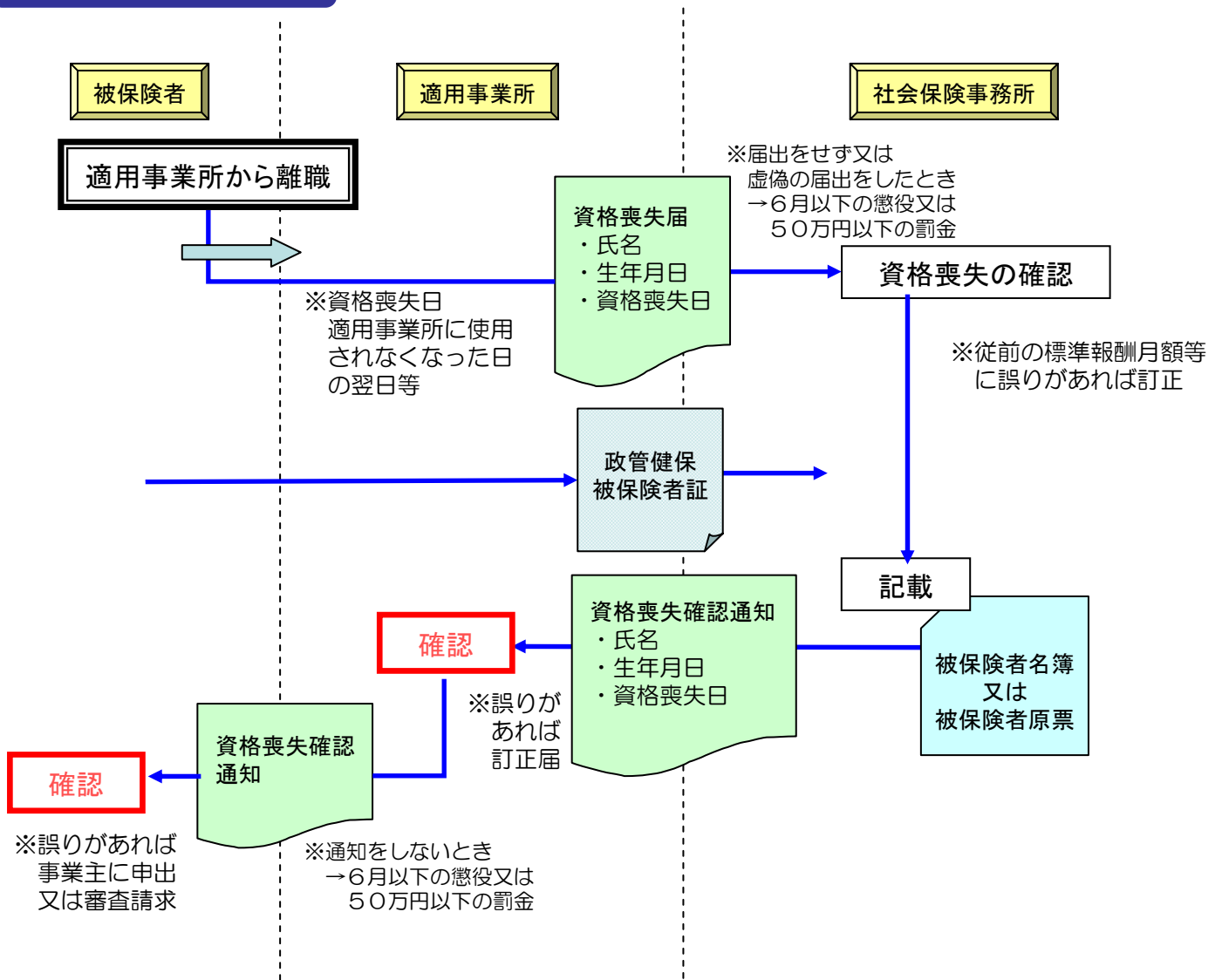
### 4. 月額変更届の手続

事業主は、継続した3か月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じた場合には、報酬月額変更届を提出。

- ①事業主から社会保険事務所に対して報酬月額変更届を提出(厚年法27条)。
  - ・届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき →6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(厚年法102条1項1号)
- ②社会保険庁長官による被保険者の標準報酬の改定(厚年法21条1項)。
- ③社会保険事務所において被保険者原簿への記載。
- ④社会保険事務所から事業主に対して標準報酬の改定を通知(厚年法29条1項)。
- ⑤事業主は当該通知をすみやかに被保険者に通知(厚年法29条2項)。
  - ・通知をしないとき →6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(厚年法102条1項2号)
- ⑥標準報酬改定処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求が可能(厚年法90条1項)。

→ 月額変更届の後に、事業主への通知や事業主から被保険者に対する標準報酬月額改定通知が行われ、また、その後も被保険者名簿又は被保険者原票の記載により保険料納入告知書が発行され、翌年度の算定基礎届等の際に標準報酬月額が確認されることから、仮に標準報酬月額に関する記載に誤りがあったとしても、その都度、訂正されることとなる。

## 5. 資格喪失届の流れ



### 5. 資格喪失届の手続

被保険者が適用事業所に使用されなくなったとき等は、事業主は、資格喪失届を提出。

- ①事業主から社会保険事務所に対して資格喪失届を提出(厚年法27条)。
  - ・届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき →6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(厚年法102条1項1号)
- ②社会保険庁長官による被保険者の資格喪失の処分(厚年法21条1項)。
- ③社会保険事務所において被保険者原簿への記載。
- ④社会保険事務所から事業主に対して資格喪失の確認を通知(厚年法29条1項)。
- ⑤事業主は当該通知をすみやかに被保険者に通知(厚年法29条2項)。
  - ・通知をしないとき →6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(厚年法102条1項2号)
- ⑥資格喪失確認処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求が可能(厚年法90条1項)。

→ 資格喪失届の後に、事業主への通知や事業主から被保険者に対する資格喪失確認通知が行われ、また、その後も被保険者名簿又は被保険者原票の記載により保険料納入告知書が発行されることから、仮に資格喪失に関する記載に誤りがあったとしても、その都度、訂正されることとなる。